

仕 様 書

当日投票所警備

1 警備場所

	投票区	地 区	名 称	所 在 地	人 数
1	第1投票区	本 町	和歌山信愛大学1号館1階事務室前	住吉町1番地	2 人
2	第9投票区	雄 湊	自治会館おのみなど	有田屋町3番地	1 人
3	第18投票区	高 松	和歌山県立図書館2階講義研修室	西高松1丁目7番38号	2 人
4	第19投票区	雑 賀	雑賀小学校屋内運動場	西浜1丁目4番48号	1 人
5	第22投票区	雑 賀	塩屋自治会館	塩屋4丁目6番60号	1 人
6	第23投票区	雑 賀	市立松下体育館第1会議室	西浜1037番地	1 人
7	第26投票区	和 歌 浦	和歌浦小学校屋内運動場	和歌浦西2丁目1番18号	1 人
8	第28投票区	和 歌 浦	スマイルラボ和歌浦	和歌浦東3丁目1番16号	1 人
9	第29投票区	名 草	和歌山市役所名草支所	紀三井寺673番地の1	1 人
10	第32投票区	三 田	三田小学校屋内運動場	和田419番地の1	1 人
11	第33投票区	宮 前	宮前小学校屋内運動場	北中島1丁目7番4号	1 人
12	第35投票区	宮 前	東和中学校屋内運動場	杭ノ瀬116番地	2 人
13	第36投票区	宮	日進中学校特別支援学級A	秋月365番地の3	2 人
14	第43投票区	中 之 島	中之島小学校屋内運動場	中之島1491番地	1 人
15	第45投票区	四 箇 郷	四箇郷小学校研修室	有本183番地	2 人
16	第46投票区	四 箇 郷	紀之川中学校本館創造学級Ⅲ	有本668番地の1	1 人
17	第48投票区	楠 見	楠見小学校屋内運動場	大谷349番地の2	1 人
18	第51投票区	野 崎	野崎小学校屋内運動場	野崎130番地の1	1 人
19	第53投票区	野 崎	福島小学校会議室	福島135番地の4	1 人
20	第61投票区	木 本	木本小学校屋内運動場	榎原255番地	1 人
21	第64投票区	加太西脇	加太小学校屋内運動場	加太1210番地	1 人
22	第67投票区	岡 崎	岡崎保育園遊戯室	井辺134番地の2	2 人
23	第68投票区	安 原	安原小学校屋内運動場	江南239番地	2 人
24	第71投票区	安 原	仁井辺公民館	仁井辺276番地の4	1 人
25	第84投票区	有 功	有功小学校会議室	園部1453番地	1 人
26	第90投票区	紀 伊	小豆島自治会館	小豆島216番地1	1 人
27	第95投票区	三 田	北田尻合同会館	田尻106番地	2 人
28	第96投票区	西 脇	西脇グリーン団地集会所	西庄155番地	1 人
29	第97投票区	宮	宮小学校屋内運動場	秋月475番地	2 人
30	第99投票区	木 本	木本小学校屋内運動場	榎原255番地	1 人
		予備人員			1 人
合 計					40 人

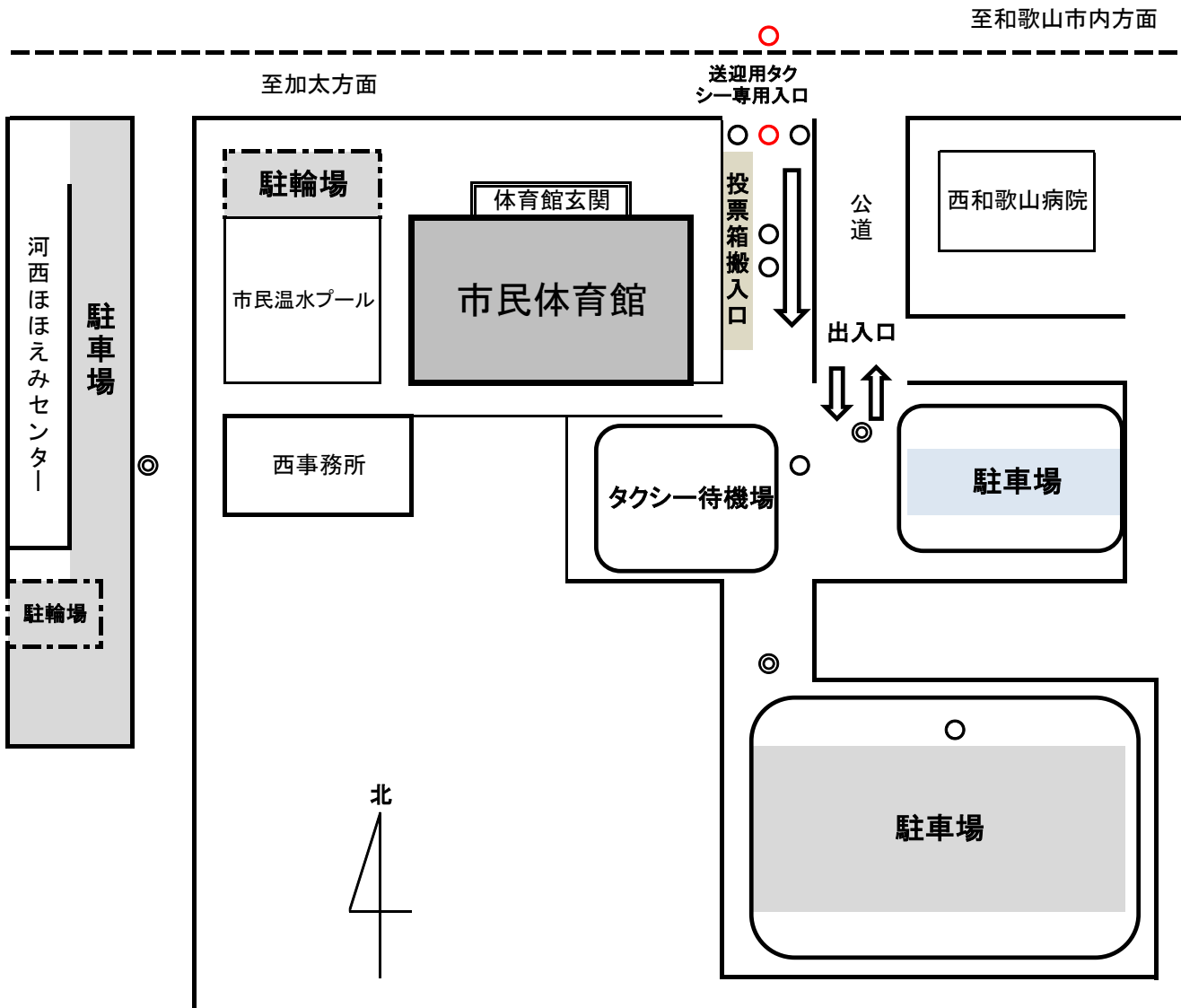
- 2 警備内容 (1) 人の誘導
(2) 車両の誘導・整理
(3) その他、各投票管理者が指示すること
- 3 警備履行日 令和8年8月9日
- 4 警備時間 7時 ～ 20時
※ 当日は業務の拠点を設置し、緊急等に備え、常時、電話等の対応ができること
- 5 警備日報の提出
警備日報を作成し、警備終了後、選挙管理委員会事務局まで提出すること。
- 6 その他
 - (1) この仕様書は、令和8年8月9日を選挙期日と想定したものとなっており、今後の政治情勢に伴い選挙期日に変更された際は、選挙期日から逆算した日程でこの仕様書を読替えるものとする。
 - (2) 警備場所の投票所が変更となる場合があります。
 - (3) 警備員は各施設駐車場に駐車しないものとする。
ただし、甲が特に認めたときはこの限りではない。
 - (4) 予備人員は必要に応じて、各現場の見回り、連絡調整、緊急応援等を行うこと。

仕様書

開票所警備

- 警備場所 和歌山市土入318番地1
和歌山市立市民体育館
- 警備内容 開票所周辺の交通整理、車の誘導及び駐車場警備
- 警備人数 11人
- 警備履行日 令和8年8月9日(日)~10日(月)
- 警備時間 19時00分~22時00分 8人(○の場所)
19時00分~翌01時00分 3人(◎の場所)
※警備終了時間前に発注者から終了の指示がない場合は確認すること。
- その他
 - 警備日報を作成し、警備終了後、選挙管理委員会事務局まで提出すること。
 - この仕様書は、令和8年8月9日を選挙期日と想定したものであり、今後の政治情勢に伴い選挙期日の変更された際は、選挙期日から逆算した日程でこの仕様書を読替えるものとする。
 - 配置図

開票所周辺図



仕様書別記

和歌山市選挙管理委員会及び和歌山市議会議員補欠選挙における当日投票所・開票所警備業務委託に係る疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

警備業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の当日における各投票所の歩行者の誘導及び車両の整理業務、開票所（和歌山市立市民体育館）周辺の車両誘導及び駐車場で歩行者、車両の案内業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年8月10日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金額は、円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この

項において同じ)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間に委託業務を履行しないときは、損害賠償を請求することができる。

- 2 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙の債務不履行の場合によるほか、乙が契約に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(賠償金等の徴収)

第14条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（守秘義務等）

第17条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第18条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙